

青森県開発行為許可事務要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に基づく開発行為の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2 知事は、法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）並びに法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（以下「開発協議」という。）をしようとする者（以下「協議者」という。）に対し、法第30条第1項に規定する申請書、同条第2項に規定する書面及び図書並びに省令第17条第1項に定める添付図書のほか、次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

(1) 法第33条各号（第14号を除く。）に規定する基準に適合していることを示す図書。ただし、第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあっては、次の表に掲げるものとする。

1 第12号の基準に適合していることを示す書類（許可申請者及び協議者が国、県、市町村その他資力及び信用について知事が特に調査する必要がないと認めた者である場合には省略できる。）	(1) 申請者の資力及び信用に関する調書（様式1） (2) 申請者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本） (3) 申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
2 第13号の基準に適合していることを示す書類	(1) 工事施行者の能力に関する調書（様式2） (2) 工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本） (3) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

- (2) 市街化調整区域内において開発行為をしようとする場合にあっては、法第34条各号（第13号を除く。）のいずれかに該当することを示す図書
- (3) 省令第16条第5項に規定する資金計画書の科目の基となる書類
- (4) 地積測量図（開発区域の面積を明示した図面）
- (5) 開発区域に係る土地登記簿謄本及び公図の写し
- (6) 開発審査会に付議するための次の表に掲げる図書（法第34条第14号に該当する場合に限る。）

開発審査会に付議するための図書	<ol style="list-style-type: none"> (1) 開発審査会付議申請書（様式3） (2) 開発区域位置図 (3) 開発区域区域図 (4) 土地利用計画図 (5) 造成計画断面図（2方向） (6) 開発区域内において予定される建築物又は第一種特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
-----------------	--

（設計説明書）

第3 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式4によるものとする。

（開発行為の施行等の同意書）

第4 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類として、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 開発行為の施行等の同意書（様式5）
- (2) 同意者の印鑑登録証明書

（設計者の資格）

第5 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、設計者の資格に関する申告書（様式6）及び必要書類を提出させるものとする。

（開発許可に係る変更申請書）

第6 法第35条の2第2項の規定による申請書は、様式7によるものとする。

(開発協議に係る変更協議書)

第7 法第34条の2第1項の規定による変更の協議書は様式8によるものとする。

(開発許可及び開発協議に係る変更届出)

第8 知事は、法第35条の2第3項（法第34条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の届出者に対し、開発行為変更届出書（様式9）及び変更の内容を示す図書を提出させるものとする。

(既存の権利者の届出)

第9 知事は、法第34条第13号の規定により届出をする者に対し、既存の権利届出書（様式10）及び土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類（農地転用にかかるものについては農地転用許可書を含む。）を提出させるものとする。

(工事完了の届出等の添付図書)

第10 知事は、法第36条第1項の規定により届出をする者に対し、省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。ただし、公共施設工事完了届出書については、第2号の図書を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 届出に係る工事に着手した時及び当該工事が完了した時における開発区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況確認できる写真
- (4) 開発区域及び開発行為に関する工事により公共施設を設置した場合にあっては、公共施設を設置した土地の登記簿謄本及び公図の写し

(工事完了公告)

第11 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、青森県報に登載して行うものとする。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第12 知事は、法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者に対し、工事完了公告前の建築（建設）承認申請書（様式11）及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築又は建設しようとする土地の区域（以下「承認申請区域」という。）を明示

した土地利用計画図

- (3) 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- (4) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- (5) 承認申請区域の現況写真
- (6) 承認申請区域に係る土地登記簿謄本及び公図の写し
- (7) 承認申請区域の面積を明示した図面

（工事の廃止の届出書の添付図書）

第13 知事は、法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の届出者に対し、省令第32条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 当該開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 工事に着手している場合には、当該工事の廃止に係る土地の区域（以下「廃止区域」という。）の現況図（縮尺2500分の1以上のもの）
- (3) 廃止区域を明示した図面（縮尺1000分の1以上のもの）
- (4) 工事に着手している場合には、工事に着手した時及び当該工事を廃止した時における廃止区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真

（建築物の特例許可の申請）

第14 知事は、法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、建築物の特例許可申請書（様式12）及び次の各号に掲げる図面を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 許可を受けようとする土地の区域（以下「許可申請区域」という。）を明示した土地利用計画図
- (3) 建築物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- (4) 建築物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- (5) 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (6) 許可申請区域の面積を算出した図面

（予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請）

第15 知事は、法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請書（様式13）及び第14各号に掲げる図面を提出させるものとする。

(建築物の新築等の許可の申請書及び協議書の添付図書)

第16 知事は、法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者並びに法第43条第3項の規定による協議をしようとする者に対し、省令第34条第2項に規定する図面及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1号の規定する基準に適合していることを示す図書
- (2) 政令第36条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当することを示す図書
- (3) 第14条第3号から第6号までに掲げる図書（この場合において、第14条第3号及び第4号中「建築物」とあるのは、建物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。）
- (4) 開発審査会に付議するための次の表に掲げる図書（政令第36条第1項第3号ホに該当する場合に限る。）

開発審査会に付議するための図書	(1) 開発審査会付議申請書（様式3） (2) 付近見取図 (3) 開発区域区域図 (4) 敷地現況図 (5) 建築物又は第一種特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
-----------------	--

(開発許可に基づく地位の承継)

第17 知事は、法第44条の規定による開発許可に基づく地位の承継を受けようとする者に対し、開発許可に基づく地位の承継届出書（様式14）及び次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 相続人の場合、戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- (2) 法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

第18 知事は、法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継を受けようとする者に対し、開発許可に基づく地位の承継承認申請書（様式15）及び次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 省令第16条第5項に定める資金計画書
- (3) 第2第1号の表に掲げる書類

(開発登録簿)

第19 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書は、様式16によるものとする。

第20 知事は、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者に対し、開発登録簿の写し交付申請書(様式17)を提出させるものとする。

(標識の設置)

第21 法第81条第3項の標識は、様式18によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第22 知事は、省令第60条の規定による証明書(法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。以下同じ。)の交付の申請があったときは、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項の規定に適合しているときは、当該証明書の交付を申請した者に対し様式19による証明書を交付するものとする。

2 知事は、前項の証明書の交付を受けようとする者に対し、様式19による交付申請書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (4) 申請に係る土地の面積を算出した図面
- (5) 申請に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する図書

(身分証明書)

第23 法第82条第2項の証明書は、様式20によるものとする。

(書類の経由)

第24 法第3章第1節(法第47条を除く。)の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申請書、協議書並びに届出書(以下、申請書等という。)は、当該申請書及び建築物の建築その他の行為をしようとする土地の区域を管轄する市町村長及び地域県民局長を経由するものとする。

2 市町村長及び地域県民局長は、前項の規定による申請書等のうち、許可申請書及び協

議書が提出された場合には、副申書（様式 2 1）により副申するものとする。

（書類の提出部数）

第 2 5 法第 3 章第 1 節（法第 4 7 条を除く。）の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申請書及び協議書の提出部数は、正本 1 部及び副本 3 部とする。

2 法第 4 7 条第 5 項の規定により知事に提出する開発登録簿の写し交付申請書の提出部数は、正本 1 部とする。

3 第 2 第 1 項第 6 号及び第 1 6 第 1 項第 4 号の規定により知事に提出する開発審査会に付議するための書類の提出部数は、1 0 部とする。

4 第 8、第 1 0、第 1 3 及び第 1 7 の規定による届出書の提出部数は、正本 1 部及び副本 2 部とする。ただし、第 1 0 においては上記で提出するほかに第 1 0 第 2 号に掲げる図面 1 部を提出すること。

5 第 2 2 第 1 項に規定する証明申請書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

附 則

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

申請者の資力及び信用に関する調書

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号の規定による資力及び信用については、下記のとおりです。

記

1 設 立 年 月 日	年 月 日	2 資 本 金	千円			
3 法令による登録等						
4 従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
5 前年度納税額	法人税又は所得税		事 業 税			
	千円		千円			
6 前年度事業量	千円	7 資産総額	千円			
7 主なる取引金融機関						
8 宅 地 造 成 （ 開 発 行 為 ） 経 歴	工事の名称	工事施行者	工事施工場所	面積 (㎡)	許認可年月日号 年 月 日 号	工事着手完了 年 月 年 月
					第 号	年 月着手 年 月完了
					第 号	年 月着手 年 月完了
					第 号	年 月着手 年 月完了
					第 号	年 月着手 年 月完了
					第 号	年 月着手 年 月完了
					第 号	年 月着手 年 月完了

(注) 1. この申告書は、主として、自己の居住の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供する目的で行う開発行為（1ha未満）は必要ありません。

2. 「3」欄は、宅地建物取引業法による宅地取引業者の免許、建築業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記入して下さい。

(添付図書)

1. 法人にあつては、前事業年度における法人税及び法人事業税に関する納税証明書。
2. 個人にあつては、前年における所得税及び個人事業税に関する納税証明書。
3. 法人にあつては、商業登記簿の謄本（個人の場合は住民票の写し）。

様式 2

工事施行者の能力に関する調書

都市計画法第 3 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による工事施行者の能力については、下記のとおりです。

記

1	工事施行者の住所 氏名又は名称					
2	設 立 年 月 日	年 月 日	3	資 本 金	千円	
4	建設業法による 建設業者登録	登録 年 月 日	国土交通大臣 知 事		第	号
5	建設業法第 2 6 条に よる主任技術者・ 住 所 氏 名					
6	従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
		人	人	人	人	
7	主なる取引金融機関					
8	職 名 技術者略歴	氏 名	年 令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
9	注文主の氏名又は 名 称 宅 地 造 成 工 事 施 行 経 歴	元請の別 下請	施 行 場 所	面 積	許認可年月日	完了年月日

(注) 1. この申告書は、主として、自己の居住の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供する目的で行う開発行為（1ha未満）は必要ありません。

(添付図書)

1. 工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）
2. 工事施行者が建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

開発審査会付議申請書			
青森県知事		年 月 日	
殿		申請者住所	
		(フリガナ)	
		氏 名	印
		電 話	()
下記のとおり開発（建築）行為をしたいので、青森県開発審査会に付議されたく申請します。			
(フリガナ) 1. 開発区域に含まれる地域の名称又は土地の所在地番			
2. 土地の地目及び面積	(地目)	(実測)	m ²
3. 予定建築物等の用途及び面積	用 途		
	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
4. 都市計画法該当条項	法第34条第14号 (開 発 行 為) 令第36条第1項3号 ホ (建 築 行 為)		
5. 備 考			
添付書類及び作り方	1. (イ) 位置図 (縮尺1/50,000以上) (ロ) 区域図 (縮尺1/2,500以上) (ハ) 土地利用計画図 (縮尺1/1,000以上) (ニ) 造成計画断面図 (縮尺1/1,000以上) (法第34条第14号に該当するもの) (ホ) 建物平面図及び立面図 (縮尺1/100以上) 2. 書類はA4判の大きさに折り、左綴りとする 3. 提出部数10部 (県建築住宅課到達分) 4. 申請者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。 (注) 後日、現地調査に行きますので、申請地 (現地) が分かるように申請者の氏名等を書いた看板を申請地 (現地) に掲示して下さい。		

様式 4

設 計 説 明 書									
開発区域の 地名地番									
設計の方針		別 紙							
工 区 区 分	工区	第一工区							計
	地番								
	面積								m ²
開発区域内の 土地の現況	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	そ の 他			計
		地 番							m ²
		面 積							%
土地の現況	所有者別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	そ の 他			計
		面 積							m ²
		割 合							%
土地利用計画	区分	住宅用地	住宅用地 以外の用地	公共施設用地	その他の 用 地				計
	面積								m ²
	割合								%
街区の設計 方 針	住 宅 用 地				道 路 配 置				
	最大面積	最小面積	平均面積	区 画 数	幅員				
					延長				
公共施設等の 整備計画	区 分	道路用地	公園用地			その他用地			計
	面 積								m ²
	割 合								%
	管理者								
	用地の帰属								
整備計画	その 他の 施設	給 水 施 設							
		電 気 施 設							
		ガ ス 施 設							
		下水道等の施設							
備 考	※ 設計の方針は裏面参照								

(裏面)

設計の方針には概ね次の内容を記入すること（別紙とする。）

1. 計画の主旨
2. 開発の適地性
 - (1) 位置関係
 - (2) 地目、地形、地質等
 - (3) 周辺の道路状況
3. 開発の手法
 - (1) 造成計画（盛土、切土、擁壁等）
 - (2) 区画内道路
 - (3) 排水施設
 - (4) 給水施設（消防水利施設を含む。）
 - (5) 公園、緑地等
 - (6) 住区

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名 様

権利者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物 件 の 種 類	所 在 及 び 地 番	面 積 m ²	権 利 の 種 類	摘 要

(注)

- ・ 印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。
- ・ 開発行為の施行又は開発行為に関する工事の施行に関し、権利者が 2 以上になるときには別紙の開発区域内権利者一覧表を添付すること。

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	地目	面積	権利の種類別	権利者の氏名	同意の有無	摘要

- 注 1. 物件の種類欄には土地・建物等の種別を記入すること。
2. 権利の種類欄には所有権・抵当権等の別を記入すること。
3. 同意の有無欄にはその旨を記入し協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
(申請者と土地所有者等が同じ場合は記入する必要はありません。)
4. 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

青森県知事

殿

設計者住所

(フリガナ)

氏 名

印

電 話 ()

都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

記

1	該 当 資 格	都市計画法施行規則第 19 条 第 1 号 第 2 号 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト				
2	資 格 に 関 す る 最 終 学 歴	学 校 名		所 在 地		
		学 部 名 ・ 専 攻 学 科		修 業 年 月	年 月 卒 業 退	
3	資 免 許 格 等	名 称				
		登 録 番 号 等				
		取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
4	勤 務 名 先 称 の 実 務 経 歴	所 在 地	在 職 期 間		職 務 内 容	
			年 月 ~ 年 月	年 月 数		職 名
5	設 計 経 歴	事 業 主 名	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積 (㎡)	設 計 年 月 日

(注) この申告書は、開発面積が 1 ヘクタール以上の場合に必要です。

(添付図書)

「2」「3」欄のそれぞれの当該申告事項を証する書類。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 青森県知事 殿 許可申請者 住所 氏 名 印 電 話 ()		※ 県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	(地目) (実測) 平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第34条の該当号及び 該当する理由	
	7 設 計 の 内 容	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		

- 備考 1 変更許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

市 町 村 受 付 欄	地 域 県 民 局 受 付 欄	県 受 付 欄

開 発 行 為 変 更 協 議 書

都市計画法第 3 4 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の協議をします。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 青森県知事 殿 許可申請者 住所 氏 名 印 電 話 ()	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域 の 地 名 ・ 地 番)
	2 開 発 区 域 の 面 積 (地目) (実測) 平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別
	6 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由
	7 設 計 の 内 容
	8 そ の 他 必 要 な 事 項
開 発 許 可 の 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	

- 備考 1 変更協議者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「法第 3 4 条の該当号及び該当する理由」の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

市 町 村 受 付 欄	地 域 県 民 局 受 付 欄	県 受 付 欄

開発行為変更届出書

年 月 日

青森県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

2. 変更の理由

3. 開発許可許可（協議成立）番号 平成 年 月 日 第 号

備考

- ・ 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- ・ 変更の内容を示す図書を添付すること。
- ・ 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

市 町 村 受 付 欄	地 域 県 民 局 受 付 欄	県 受 付 欄

既存の権利届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所

氏名 印

電話 ()

都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり権利を有することを届け出ます。

記

届出者の職業 (法人にあっては、その業務内容)		
土地	所在・地番	
	地目	
	地積	
市街化調整区域に関する都市計画 が決定(区域拡張)された際の土地 又は土地の利用に関する所有権 以外の権利を有していた目的		
土地の利用に関する所有権以外の 権利を有する場合、その権利の種 類及び内容		
備	考	

備考 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

- 注
1. 自己居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、届出者の職業欄の記載は要しない。
 2. 土地の所在、地番、地目等その他の土地に関する権利を証明する書類を添付すること。
(所有権以外)
 3. 農地転用に係るものについては、農地転用許可書等を添付すること。

工事完了公告前の建築（建設）承認申請書

青森県知事

殿

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

()

都市計画法第 3 7 条第 1 号の規定により、工事完了公告前の建築（建設）の承認を申請します。

開発行為許可（協議成立）年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称（区域の地名・地番）	
建築（建設）しようとする土地の所在及び面積	
建築物（特定工作物）の規模及び構造	
建築物（特定工作物）の用途	
建築（建設）に係る工事の期間	
申 請 の 理 由	
※ 市 町 村 受 付 欄	※ 地 域 県 民 局 受 付 欄
	※ 県 受 付 欄

(注) 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

1. 付近見取図
2. 承認申請区域を明示した土地利用計画図
3. 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺 3 0 0 分の 1 以上のもの）
4. 建築物又は特定工作物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 1 0 0 分の 1 以上のもの）
5. 承認申請区域の現況写真
6. 承認申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
7. 承認申請区域の面積を算出した図面

建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定により、建築物の特例の許可を申請します。 年 月 日 青森県知事 殿 許可申請者 住所 氏名 印 電話 ()		※ 県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)		
開発行為許可(協議成立)年月日番号		年 月 日 第 号		
開発許可を受けた者の住所・氏名				
法第41条第1項の制限の内容	敷地面積に対する建築面積の割合			
	建築物の高さ			
	壁面の位置			
	その他制限	建築物の敷地		
		建築物の構造		
建築物の設備				
建築物を建築しようとする土地の所在				
建築物の用途		工種の種別		
建築物の敷地面積		平方メートル	建築面積 平方メートル	
制限の特例申請事項	敷地面積に対する建築面積の割合			
	建築物の高さ			
	壁面の位置			
	その他制限	建築物の敷地		
		建築物の構造		
建築物の設備				
申請の理由				

注1 付近見取図、許可申請区域を明示した土地利用計画図、建築物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)、平面図及び2面以上の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
 2 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し、土地の面積を算出した図面
 3 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 地 域 県 民 局 受 付 欄	※ 県 受 付 欄

様式 13

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書きの規定により、予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可を申請します。 年 月 日 青森県知事 殿 許可申請者 住所 氏 名 印 電 話 ()		※ 県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)
開発許可の許可(協議成立)年月日番号	年 月 日 第 号	
開発許可を受けた者の住所・氏名		
開発区域に含まれる地域の名称		
開発許可を受けた際の予定建築物等の用途		
予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設の概要	土地の所在	
	地 目	
	土地の面積	
	用 途	
申 請 の 理 由		

(注) 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付図書)

- 1 付近見取図
- 2 許可申請区域を明示した土地利用計画図
- 3 建築物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)
- 4 建築物の平面図及び2面以上の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
- 5 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- 6 許可申請区域の面積を算出した図面

市 町 村 受 付 欄	地 域 県 民 局 受 付 欄	県 受 付 欄

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

都市計画法第44条の規定により、下記のとおり許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の氏名 又は名称	
	2 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	3 開発許可を受けた地域の名称	
4 被承継人の住所及び氏名又は名称		
5 承 継 年 月 日	年 月 日	
6 承 継 の 理 由		

(添付書類)

- 1 相続人の場合、戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- 2 法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 地 域 県 民 局 受 付 欄	※ 県 受 付 欄

地位の承継の承認申請書

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継を申請します。 年 月 日 青森県知事 殿 申請者 住所 氏名 印 電話 ()		※ 県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)
開発許可の許可 (協議成立) 番号	年 月 日	第 号
許可に係る地域の名称		
被承継人の住所 氏名		
承継年 月 日	年	月 日
取得した権原の内容		

(備考)

申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- 2 省令第16第5項に定める資金計画書
- 3 申請者の資力及び信用に関する調書(様式1)
- 4 申請者の住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)
- 5 申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面(法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面)
- 6 工事施行者の能力に関する調書(様式2)
- 7 工事施行者の住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)
- 8 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

※ 市町村受付欄	※ 地域県民局受付欄	※ 県受付欄

開 発 登 録 簿

様式 16

開 発 行 為 の 許 可	開 発 許 可 番 号 (開発協議成立番号)	第 号 (指令第 号) 年 月 日	受 付 番 号 年 月 日 第 号	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 面 積	----- ----- -----			面 積 平方メートル
区 域 ・ 地 域 予 定 建 築 物 等	<input type="checkbox"/> 市 街 化 区 域 <input type="checkbox"/> 市 街 化 調 整 区 域 <input type="checkbox"/> 非 線 引 都 市 計 画 区 域 <input type="checkbox"/> 準 都 市 計 画 区 域 <input type="checkbox"/> 都 市 計 画 区 域 及 び 準 都 市 計 画 区 域 外	第 1 種 低 住 専 第 2 種 住 居 工 業 業 第 2 種 低 住 専 準 住 居 工 業 専 用 第 1 種 中 高 住 専 近 隣 商 業 指 定 な し 第 2 種 中 高 住 専 商 業 第 1 種 住 居 準 工 業	工 事 予 定 年 月 日	予 定 建 築 物 等 の 用 途	
		着 工 年 月 日 完 了 年 月 日			
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容				許 可 に 附 した 条 件	
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名					
地 位 の 承 継	承 継 承 認 番 号	年 月 日 第 号	受 付 番 号	年 月 日 第 号	
	承 認 人 の 住 所 及 び 氏 名				
工 事 完 了 検 査	完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日	完 了 公 告 年 月 日	工 区		
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区		
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区		
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区		
完 了 時 の 地 名 地 番	----- ----- -----			備 考	
法 第 3 7 条 第 1 項 た だ し 書 の 承 認	年 月 日 第 号 (指令第 号)				
法 第 4 2 条 第 1 項 た だ し 書 の 建 築 等 の 許 可	年 月 日 第 号 (指令第 号)				

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

開発登録簿の写しの交付申請書

都市計画法第47条第5項の規定により、下記のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。

記

- 1 開発許可（協議成立）を受けた者

住所

氏名

- 2 開発許可（協議成立）年月日及び番号

平成 年 月 日 第 号
(指令第 号)

- 3 写しの枚数 枚

(注) 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

都市計画法による命令の公示

土地又は工作物等の所在地

命令を受けた者の住所・氏名

この土地又は工作物等は、都市計画法に違反しているので、平成
年 月 日付けで、同法第八十一条に基づき を

命じた。

注

1 この標識を損壊したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。

3 年 月 日
水道事業者名
電気事業者名
ガス事業者名
に対して
水道
電気
ガス
の供給の

申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

青森県知事

60センチメートル以上

45センチメートル以上

様式19

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。 年 月 日 青森県知事 殿 申請者 住所 氏名 印 電話 ()	※県証紙貼付欄 (消印はしないこと)	
建築(建設)しようとする土地の所在		
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 区域外	
用 途 地 域		
法第29条に該当する場合	該 当 項 号	第 項 第 号
	内 容	
法第43条に該当する場合	該 当 項 号	第 項 第 号
	内 容	
法第35条の2、第41条、第42条に該当する場合	該 当 条 項	第 条 第 項
	内 容	
建 築 (建 設) 計 画 の 概 要	開 発 行 為	有 無 (m ²)
	敷 地 面 積	m ²
	用 途	
	工 事 の 種 別	
	そ の 他	
上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 青森県知事		

(注) 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

※ 添付図書は裏面参照

(裏面)

- 1 付近見取図
- 2 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- 3 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- 4 申請に係る土地の面積を算出した図面
- 5 申請に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する図書

年 月 日交付 第 号 (使用期間 年)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 33%; text-align: center;">所 属</th><th style="width: 33%; text-align: center;">職 名</th><th style="width: 33%; text-align: center;">氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	所 属	職 名	氏 名			
所 属	職 名	氏 名				
(都市計画法に基づく土地)						
立 入 検 査 証						
青 森 県 知 事						

(裏面)

この証明書を携帯する者は都市計画法により、他人の土地に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 抜 粹

第 8 2 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求あったときには、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

副 申 書

年 月 日

青森県知事 殿

地域県民局長

別添申請書について、下記のとおり意見を添えて送付します。

記

開発区域位置図 区域図の真否			
許 可 についての意見			
市 町 村 記 載 事 項	基準法による地域 (該当地域に○印を 付すこと)	都 市 計 画 区 域	内 外
		準 都 市 計 画 区 域	内 外
		用途地域名及び地区 名	
		防 火 地 域	防火 ・ 準防火 ・ 指定なし
		都 市 計 画 路 線	内 外
		市街化区域及び市街 化調整区域の区分	
都市計画上の支障の 有 無			
その他法律による 地域地区又は区域			
許 可 についての意見			
備 考	申請書 住 所 氏 名		

別添のとおり申請があったので、副申書を添えて送付します。

平成 年 月 日

市町村長

副申書 別紙

前 面 道 路	建築基準法 第42条 第 項 第 号 ・ 幅員 m
	国・県・市・町・村・農・私・その他
都 市 計 画 道 路	内 幅員 m 外
崖 地	角度 度 高さ m
災 害 危 険 区 域	内 外
都市計画法第34条 第11号の指定区域	内 外
照 合 者	電話 ()

